

本校への転入手続きについて

在籍校からの転出(お引越し)が決まる



保護者は、在籍校(教頭・担任等)へ転出の連絡をする



※保護者が直接、本校へ連絡されることや、お問い合わせにも対応します。

在籍校の教頭または担当職員から、本校へ転入児童の連絡を受ける



本校の教頭または職員が、明石市への住民異動手続きをされる予定日と転入手続きのために本校へ来校できる日の確認をします



保護者は、在籍校から転入に必要な書類を受け取る。※市役所で転出届の手続きをする

- ① 在学証明書
- ② 転学児童教科用図書給与証明書
- ③ 独立行政法人日本スポーツセンター加入証明書(加入済み印が在学証明書に押印)



明石市役所で④就学通知書(住民異動連絡票)を受け取る

※住民異動届をしていただいた際に、受け取っていただきます。



(※区域外指定の申請、相談は明石市教育委員会学事給食課へ)

保護者は①②③④の書類をもって、本校で転入手続きをする

※本校職員が転入に関する資料をもとに説明をします。

【本校からのお知らせ】

- ・本校は特定の制服はありません。登下校時に体育でかぶる赤白帽をかぶります。
- ・うわばきと体育館シューズの用意をお願いしています。転入手続きの際に説明します。
- 今、お使いのものをそのまま使っていただくことも可能です。
- ・給食時は、マスク、ナフキンの用意をお願いします。
- ・登校の際は、近所や地区ごとの児童で登校班を編成し、登校しています。地区役員の方から、どの班に入り、どこに、何時集合かを連絡していただくようになっています。
- ・体操服、水着は指定業者のものを購入していただいておりますが、しばらくは在籍校のものを着用していただいてもかまいません。指定業者の連絡先はリンク先に掲載しています。

【本校から他校への転出について】

本校から他校への転出については、市外転出の場合と市内転出と少し手続きが異なりますが、上記にある転入時の流れで、引っ越し先の学校や住民異動先の市役所への手続きとなります。転出が決まりましたら、すみやかに担任までご連絡ください。